

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

7

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

児童扶養手当制度における老齢年金と児童扶養手当の併給の見直し

提案団体

富士市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

児童扶養手当法において、公的年金等の受給者はその年金月額が児童扶養手当月額を下回る場合に、差額分を受給できる制度になっている。

しかしながら、老齢年金(老齢基礎年金及び老齢厚生年金)の受給者については、生活に困窮している世帯も多く、養育する児童の健全育成が図れていない現状があるため、以下の①または②のような制度の見直しを求める。

- ①老齢年金を児童扶養手当と調整する公的年金等の範囲から除外する。
- ②老齢年金の額を児童扶養手当の支給制限に用いる所得として判定し、低所得者に手当を支給する。

具体的な支障事例

児童を養育している祖父母等が老齢年金を受給している場合、児童扶養手当額との差額しか支給されない。そもそも公的な老齢年金は60歳までの間に保険料を負担し、本人等が退職後の生活を維持するために受給できるものである。老齢年金に子の加算はなく、様々な事情により子を養育することになった際、支給される手当は存在しない。子を養育している老齢年金受給者は、生活に困窮している世帯も多く、児童の健全育成が図れていない現状がある。

【支障事例】

- ①児童扶養手当受給中の父が拘禁されたことにより、同居の祖父が監護することとなった。祖父は老齢年金が月7万円あり、児童扶養手当額を超えてしまうため支給なしとなった。
- ②児童扶養手当受給中の母が養育放棄により祖母が監護することとなった。祖母は老齢年金が月5万円あり、児童扶養手当額を超えてしまうため支給なしとなった。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

父母が不在という精神的苦痛と手当の不支給という経済的苦痛の二重の困窮から金銭面だけでも児童を救済することができ、健全育成の一助となる。

また、低所得の子育て世帯への給付金支給の際には、高齢の祖父母に申請を求めることなく、迅速な支給が可能となる。

根拠法令等

児童扶養手当法第13条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、宮城県、ひたちなか市、前橋市、川崎市、相模原市、滋賀県、京都府、京都市、茨木市、広島市、徳島県、高松市、高知県、佐世保市、熊本市、大分県、別府市、宮崎市、延岡市

○当市でも同様の対象者が2名おり、改善が望まれる。

○児童扶養手当受給中の母が養育放棄により祖母が監護することとなった。祖母は老齢年金を受給中。児童扶養手当認定当初は年金月額が児童扶養手当額の範囲内であり差額支給をしていたが、65歳以降年金額が増加したことに伴い、児童扶養手当額の範囲を超えたため支給なしとなった。児童の母より仕送り等なく、祖母の年金だけで児童を養育することは厳しい状況である。

○当市においても、親の育児放棄で突然孫を養育することとなった祖母に、児童扶養手当制度上の公的年金の制限により、生活困窮になると訴えられる事案があった。子にとって、祖父母の養育になることでの精神面の問題も発生すると考えられるので、経済面ではサポートできるようにすることが必要と考えられる。

○提案どおりに実現してよい

○父母の代わりに祖母が養育者として受給しているケースで、祖母が老齢年金を受給していることにより、児童扶養手当が支給されない事案がある。

○老齢基礎(厚生)年金以外の年金については、子加算分の区分が存在し、児童の養育に関しては多少なりともカバーする内容となっている。しかしながら老齢基礎(厚生)年金に関しては、ほとんどの受給者が養育者であり、この年金は受給者本人の生活のみに資するべきものである。以上のことから、児童に対する支給分がない老齢基礎(厚生)年金に関しては、児童扶養手当と調整する年金からは除外し、また、支給制限に利用する通常の所得として計算すべきものとする。

○老齢年金には、障害年金や遺族年金のような子加算制度が適用されていないことから、提案内容どおりの課題があるものと認識しており、課題を解決していく必要性があるとする。

○当市でも、令和3年度に次のような事例があった。①両親が離婚した児童を監護していた母が死亡し祖父が養育者として児童扶養手当を受給していたところ、老齢年金を受給できるようになり月5万円の年金を受給するようになったことで、児童扶養手当の支給が停止されることとなった。②3人の児童の父で児童扶養手当受給中の者が月10万円の老齢年金を受給し始め、その額が児童扶養手当額を超えてしまうため、手当の支給が停止となった。どちらの事例も、手当の受給者は近年病気がちで以前のように就労することが難しく、経済的な不安を訴えられていた。

○児童扶養手当法において、公的年金等の受給者はその年金月額が児童扶養手当月額を下回る場合に、差額分を受給できる制度になっているため、当市も同様に、老齢年金(老齢基礎年金及び老齢厚生年金)の受給者については、生活に困窮している世帯が多い現状があり、同様の措置を求める。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

11

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

育児休業の期間延長手続きにおける要件の緩和(必要書類の省略)

提案団体

越谷市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

当該提案事項については、「平成 30 年度地方分権改革に関する提案募集 No.210」により提案がなされ、閣議決定を経て、同年度中に厚生労働省による措置が行われた経過がある。

しかしながら、その後の事務においても、当時の提案における支障事項が解消していない状況と考えられること、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を経て、保護者の考えに変化も見られることなどから、改めて以下の点について改善を求める。

育児休業は、育児・介護休業法に基づき、原則として子が1歳になるまでであり、保育所などに入所できない場合に限り、子が1歳6か月になるまで(再延長で2歳まで)期間を延長することが可能となっている。その手続きにあっては、保護者は保育所に申し込みをした上で、保育所の利用ができない旨を証明する自治体が発行する通知(保育施設等保留通知)の提出が現行制度においては必須とされているが、希望すれば誰でも育児休業の期間延長が可能となるよう制度の改善を求める。

具体的には、育児休業の期間延長が認められる理由の挙証資料として「保育所に申し込みをしたが、入所できなかった」ことを証明する地方自治体が発行する入所保留通知の提出を必要とする制度について、その書類提出を省略する。

具体的な支障事例

平成 31 年2月7日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡において、「育児休業・給付の適正な運用・支給及び公平な利用調整の実現等に向けた運用上の工夫等について」で示された、「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」と選択した者に対し、利用調整に当たっての調整指数を減点する。」との措置を本市でも行っているが、それでも現状における入所調整事務には以下の点について不都合が生じていると思料する。

1 当該減点を希望する保護者は、「育児休業の延長を希望する」者が大半であるが、育児休業・給付の延長は保育所等に入れない場合等に限られた例外的措置であることを理解しておらず、延長のために入所保留通知書の取得を求めている。

また、調整指数を減点しても結果的に保育所等に入所となるケースがあり、そもそも保護者が保育所等の入所を希望していないことから、その際の窓口対応に苦慮している。

⇒育児休業の期間延長を希望する保護者からしてみれば、現行制度が形骸化したものとなっているだけでなく、例外的な措置として期間の延長が認められているにも関わらず、労働者が子どもを産み育てるにあたっての「権利」として認識されていると思料する。そのため、現状の制度では、育児休業の期間延長に係る裁量は持たない地方自治体が、保護者に求められる結果とそれに係る書類の発行を確実にできる保証のない中、その可否に大きく影響する書類の発出に関する結果責任を負っている状況となっている。これは、育児休業給付金の支給に関連する書類でもあり、望むと通りの結果となるのが「当たり前」と認識している保護者に対し、その意図に反する結果を出さざるを得ない場合もあるため、必要以上の負担が地方自治体の窓口にかかっていると思料する。

2 育児休業の期間延長を希望する保護者については、保育所への入所意思がなくとも申請を行わなければならないことから、その児童数についても「新子育て安心プラン」においては申込児童数に計上することとされているため、待機児童を解消するための保育需要を見込む上で正確な情報把握が行えず、保育所整備を行うための前提となるデータにおいて実態と乖離する要因となっている。

3 入所保留通知書を必要とする保護者は、保育所へ入所する意思がないにも関わらず、「入所保留児童数」の中にカウントされるが、上記2と同様の考え方により、育児休業の期間延長を希望する保護者がいる限り「入所保留児童数」はそれに連動して計上されることとなり、その低減または解消に向けた対策を必要とする「入所保留児童」の数を正確に把握することが困難となっている。

4 「育児休業等の延長制度の在り方については、中長期的に検討を行い、必要な措置を講ずる」としているが、保育所に預けるにあたり、新型コロナウイルス感染症への不安を感じていたり、乳児期の子育てを自らが自宅で行いたいと考える保護者にとっては、それがかなえられず育児休業の期間を延長したいと希望する保護者の気持ちを尊重できていない現状であるほか、子をもうけようとする意欲を阻害するばかりか、ひいては少子化の流れを加速させかねない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

以下の点において住民の利便性と住民福祉の向上及び行政事務の簡素化につながると考えられる。

①住民：育児休業の期間延長において、保育所への入所に係る申請が不要となるため、現行制度では必要な書類の準備、申請手続きに係る時間的コストの削減

②行政：書類申請及び児童への面接等に要する時間的コストにおいて、育児休業の延長のみを希望する保護者分（約1割程度）の事務量の削減

これは、全国の自治体の保育所入所事務を所管する部署でも同程度の事務負担が軽減されると考えられる。

③双方：当該手続きで対面で行わざるを得ないものに対する新型コロナウイルス感染症への感染リスクの低減

④待機児童の解消に向け、全国の自治体で策定されている「新子育て安心プラン」における計画と現実の乖離の是正

また、当該提案に関連し、育児休業の取得とセットで育児休業給付金に係る審査も行われているが、総務省が所管する行政苦情処理委員会に対し、育児休業給付金にかかる行政相談が過去に複数寄せられている点については氷山の一角であると推察されることを踏まえ、当該事例に関連する法令については、少子化が進む中、子どもを産みやすく子育てのし易い環境づくりの推進に寄与するよう改正が行われるべきと料する。

なお、平成30年度の提案に対する対応から丸2年が経過した中、その効果の検証に十分な期間が経過していないとの考えもあろうが、待ったなしで行われるべき少子化対策さらには保育需要への過剰な整備を防ぐ対策については保育需要が頭打ちとなることを見込まれる2025年までに行われるべきと考える。

根拠法令等

雇用保険法第61条の7、雇用保険法施行規則第101条の25第1号、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第5条第3項第2号、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第6条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、仙台市、塩竈市、前橋市、高崎市、千葉市、船橋市、習志野市、練馬区、東大和市、川崎市、相模原市、浜松市、半田市、刈谷市、豊田市、小牧市、滋賀県、京都市、豊中市、枚方市、和歌山市、広島市、徳島県、観音寺市、熊本市、鹿児島市

○当市においても、育児休業延長（保留狙い）のための保育所申込みは一定数あり、それに係る窓口業務及び利用調整事務の負担、実際の保育需要との乖離等があり、同様の支障事例が生じている。

○当市においても、育児休業を延長するために「入園保留通知」の発行を行う保護者が年間約200人程度存在する。中には、育児休業給付金を申請するために、あえて空きがない保育施設を選択し入園申込書を提出する保護者がおり、保護者及び行政職員双方にとって、手続きに伴う事務等の負担が生じている。市民サービスの向上及び行政職員の事務軽減の観点から、育児休業給付金申請に伴う「保育が実施されない場合」の証明書類について、簡略化に向けた制度の改善は必要と考える。

○令和4年度7月途中入園として受け付けた167件のうち、76件が育児休業の延長を希望するための申込みであった。日々の業務において、受付や保留通知の発行、育児休業延長についての質問への対応など、入所

する意思のない人への対応に多くの時間を取られている。入園を希望しない保護者にとっても、幼い子どもを育児しながら、必要な資料を整え、市役所に提出することは、負担になっている。

○入所申込にあたり、保護者が入所を希望して申し込みをしているのか、育児休業延長のためだけに申し込みをしているのかを自治体で判断することは困難である。また、育児休業延長のための入所申込であったとしても自治体が拒否できない状況である。申込当初から1年を超える育児休業を希望している保護者は、出産後1年経過すると育児休業給付を受給できず、保険料の免除は労使双方ともなくなる。一方で、出産後1年以内に保護者が職場復帰し、保育施設に児童を入所させた場合、保育サービスを受けることができるとともに職場復帰により所得を得る。また、もし入所できなくても育児休業給付を半年分延長して受給することが可能となる。そのため、申込当初から1年を超える育児休業を希望する保護者と、そうでない保護者との間に、得ることができるお金に差異が出てしまう状態となっている。そういった状況が十分わかっていない保護者は、会社の人事担当等からとりあえず入所申込を行うようにと言われて対応することもあると思う。このようなことから、保留通知を要件としなくても育児休業給付を延長受給できるような制度改正を検討いただくとともに、受給期間についても見直しを行っていただきたい(育児休業の期間や男性の取得促進と給付期間の延長はセットになるべきだと思う)。

○当市においても、同様の事例が生じている。

○当自治体においても、復職の意思がないにもかかわらず育児休業の延長を希望する保護者が、保留通知の取得だけを目的に入園申込みを行っている状況にある。更に、これまでは保育所の空きが無い状況であったため、国が求める形式的な利用調整を行うことができたが、近年の少子化により、保育所に空きが出始め、保留を希望する申込者でも入園可となり保留通知を得ることができない事例が頻発している。このため、保育を必要とする他の世帯にも影響が生じ、保護者に更なる混乱が発生している。本来の目的とは異なり、結果として保護者と地方自治体に必要のない負担を強いる制度は、改正する必要があると考える。

○当市も育児休業延長が可能な方について利用調整の順位を順位を下げる対応を行っているが、これらの方々に利用を案内するケースもあり、結果辞退する方も一定数いる。また、「希望者が多い保育施設」を探し、希望先は1か所のみで、入所保留となった際に空きある施設の情報提供を行うも施設追加を検討しない、現実的に通所できないような自宅や勤務先から離れた施設を希望する方もいる。そうした方々は育児休業延長や給付金継続受給を目的に利用申込をしているものと思料する。これらの方々への相談支援等の対応を減少させ、真に保育を必要とする方々の相談支援を強化し入所保留児童数の減少につなげていきたい。なお、育児・介護休業法の趣旨変更が困難である場合は、育児休業延長等の要件確認資料について、保育所等への申込と入所保留通知以外に、他の資料で保育が実施されないことの確認も可としていただけないか。具体的には申込はせずに、利用希望施設の自己申告と同施設に空きがないことを自治体公表資料等で本人が確認したものを添付させるなど。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

12

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

保育室等の居室面積に係る基準について、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」への変更

提案団体

須坂市、長野県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

乳児室やほふく室、保育室、遊戯室の居室面積に係る基準について、市町村が柔軟に待機児童の発生抑制に取り組めるよう、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」へ変更を求める。

具体的な支障事例

国制度による幼児教育・保育の無償化により、未就学児童数は減っているが、当市が想定する以上の保護者が保育所入所を希望しており、既存の施設の居室面積では入所を希望するすべての児童を受け入れることは困難な状況となっている。保育所等の施設整備に少なくとも数年の計画・建設期間を要することから、待機児童の発生を避けることは困難になっている。

(参考)当市における保育所等の入所児童数 1,277人(平成30年)⇒1,411人(令和3年度末)

※幼保連携型認定こども園の保育所部分の児童数を含む

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

国制度による幼児教育・保育の無償化により、想定以上の保護者が保育所入所を希望しており、既存の施設の居室面積では入所を希望するすべての児童を受け入れることは困難な状況となっている。

保育所等の施設整備に少なくとも数年の計画・建設期間を要することからや少子化が進行する現代においては、児童数の減少により新たな施設確保や財政状況等を考慮すると住民の理解を得ることは困難ですが、居室面積基準の緩和で即時的に対応することができることから、将来負担を増加させることなく、待機児童の発生を効果的に抑制することが可能となる。

根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第32条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

駒ヶ根市、飯山市、佐久市、東御市、安曇野市、浜松市、滋賀県

○当市では、今後、保育園の施設の在り方等の見直しを進める中で、例えば保育園の統合を行う際、一時的に1人当たり居室床面積が基準よりも少なくなることが想定される(長期的には、基準を満たす状況となる)。このことから、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」へと変更し柔軟に対応できるようにしたい。

○満2歳未満の子どもがほふくを開始する時期は個人差があり、その開始時期の判断を適切に行うことは困難であることから、子どもの安全を確保するため、当市の条例では上乘せをしているところ。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

61

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

LGWAN 経由の共通システムにおける経由事務や事務委任の廃止

提案団体

山梨県

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

LGWAN 経由の共通システムにおける経由事務や事務委任の廃止

具体的な支障事例

補助金・交付金等(※)の交付申請や実績報告等の業務については、経由事務等の軽減や省略が可能と考える。(補助金等の交付申請書式に関して、現状、詳細な記入要領が定められていない場合がほとんどであり、国から都道府県、都道府県から市町村へ事務連絡を行い、交付申請書や実績報告書等を市町村等が作成する中で、交付申請書別表の記入欄の名称や過去の書類を参考に、手探りで記載を行わなければならない、理解の相違が発生し、申請書の補正に多大な時間を要することとなり、国・都道府県・市区町村すべての組織で効率が大幅に低下している。)

【例】

子ども・子育て支援事業費補助金(内閣府)、子育て世帯生活支援特別給付金(厚生労働省)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

国及び地方公共団体の業務量削減

(政府共通 PF に共通システムを設置し、都道府県も市区町村も LGWAN 経由で共通システムにアクセスし、都道府県経由ではなく、国がシステムで交付申請や実績報告等を集計し、処理するという仕組みを構築し、経由事務や事務委任の廃止を進めていただきたい。(Microsoft_Forms 等のフォーム・アンケートシステムの類のものを使用しても簡易的には可能であり、記載内容についても、入力内容に制限をかければ、入力内容の訂正の手間も減るため、国・都道府県・市区町村すべてのセクションで事務の効率化が図られる))

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

茨城県、富津市、川崎市、滋賀県、兵庫県、島根県、高知県、熊本市

○年度末年度初めの繁忙期において、交付金や補助金等の事務処理に苦慮しているため、業務量の削減及び効率化が図られることを希望する。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

101

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画に係る計画期間の延長

提案団体

新潟県、群馬県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画について、計画期間の延長を求める。

具体的な支障事例

現行の3年周期では検証できる期間が短く、十分な評価が行えない。また、計画の策定には多くの作業が必要であり、3年周期では策定業務が大きな負担となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県における事務負担が軽減される。

根拠法令等

【障害福祉計画】

障害者総合支援法第89条第1項

【障害児福祉計画】

児童福祉法第33条の22第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

栃木県、千葉県、神奈川県、長野県、兵庫県、笠岡市、広島市、高知県、宮崎県

—

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

121

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

国民健康保険に係る高額療養費の支給申請簡素化の標準化

提案団体

伊勢崎市、館林市、渋川市、藤岡市、安中市、榛東村、上野村、南牧村、中之条町、嬭恋村、東吾妻町、片品村、玉村町、板倉町、明和町、邑楽町

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

国民健康保険法施行規則の改正により、高額療養費支給申請簡素化(申請次回以降の自動振込)を義務付けることを求める。

具体的な支障事例

これまで該当の月ごとに高額療養費の支給申請書の提出が必要になっていたが、国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令が提案募集により施行され、ともに市町村の判断により別段の定めをすることで手続きの簡素化が可能となった。同一都道府県であっても市町村ごとに取り扱いが異なり、都道府県と市町村が連携会議で議論を行い、事務の標準化を図るため今後簡素化を都道府県単位で検討し、会議やアンケートなどで協議を進めていくことになる。しかし、厚生労働省の主管(部)課長会議の「事務の標準化・広域化の実施状況」の資料では、70歳未満(全世代)簡素化実施済が1都道府県・検討中が30都道府県と、ほとんどの都道府県で検討中という状況がみられた。新型コロナにおける3密対策と住民の利便性向上・職員負担軽減に繋がることから、今後も検討都道府県は増加すると思われ、簡素化(申請次回以降の自動振込)を標準化することで、効率化を図ることができると考える。また、令和4年4月から不妊治療の保険適用が始まり、その高額療養費の対象者が新たに出てくる。長期的に多数回の受診が必要な被保険者や家族への身体的負担、心理的負担も懸念されることから、早期に検討の必要がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県単位で、高額療養費支給申請簡素化についての会議や、事務すり合わせの場が不要になる。市町村ごとに別段の定めをしなくてよくなり、市町村事務負担の大幅な軽減になる。県も県内標準様式の作成の必要がなくなる。全国一律、被保険者が同じサービスを受受できる。滞納者・一部負担金未払いの方への対応を一元化できる。同じ課内やフロアの後期医療保険制度との差が解消できる。マイナンバーカードの口座登録をしておくことで、将来的には発生すれば世帯主に振り込める仕組みにするなど、カードの取得促進にもなる。全国の市町村において、窓口申請数の50~70%減が見込める。

コロナ渦において待合フロアに通院中など重症化リスクの高い方が申請にくることや混雑時には3密になることの心配が解消される。

領収書を紛失した場合の、医療機関に支払い証明を受け取りに行く手間が省かれる。新たに高額療養費の対象者になってくる不妊治療を受けている方や、その家族の身体的・心理的負担の軽減ができる。

根拠法令等

国民健康保険法、国民健康保険法施行規則第27条の16

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、宮城県、ひたちなか市、新発田市、飯田市、三島市、豊橋市、常滑市、京都市、兵庫県、熊本市

—

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

250

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

生活保護の医療扶助一部自己負担

提案団体

特別区長会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

生活保護の医療扶助に一部自己負担を導入する。自己負担分は、翌月償還払いとする。

具体的な支障事例

生活保護の医療扶助は現物給付により受給者の自己負担がないため、頻回受診や薬の重複処方などの問題が指摘され、医療扶助増加の一因とされている。医療扶助は生活保護費の約半分を占め、大きな財政負担となっている。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

一部自己負担を導入することで、必要以上に過剰な受診や重複処方が抑制されることが期待される。また、健康への意識が高まり、健康診断の受診率向上により疾病の早期発見が期待できる。

根拠法令等

生活保護法第34条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

大阪市、岡山県、大村市

○当市では、窓口での本人負担が無い場合、自由に受診ができてしまう環境にある。また、医療扶助のオンライン資格確認が導入されることで、より受診しやすい環境が整う反面、頻回受診や重複受診・処方などの問題が懸念される。